

■ 指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症対策について

全国の指定自動車教習所においては、手洗い・うがいの励行、アルコール消毒やマスクの着用、施設・車両の換気等に努め、ご利用の皆様及び職員の健康管理に注意しながら、通常通り教習・講習業務を行っております。

指定自動車教習所を利用される皆様においても、感染予防の観点から次の対策をお願いいたします。

37.5度以上の発熱があるなどの風邪の症状があり、体調不良であるような場合は、教習所にあらかじめ電話等でご相談いただき、予約している教習や講習のキャンセルを積極的に申し出るなどの対応をお願いします。

なお、高齢者講習等を受講される方々の中で、運転免許の更新期限や更新手続きに不安がある方のうち、運転免許証の有効期間の末日が3月13日～3月31日の間にある方については、新型コロナウイルス感染症対策として、警察署等において更新期限の延長などの手続きが行えるようになりました。

詳しくはお住まいの地域の警察本部運転免許センター又は最寄りの警察署へお問い合わせください。

令和2年3月11日

(一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会
山口県高等自動車学校